

令和6年4月から建設現場にも**時間外労働の上限規制が適用**されることやこれまでの業務での取組状況を踏まえ、**全ての工事及び業務で、ウィークリースタンスの取組みを実施**します。

■対象

全ての工事・業務を対象

(ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は除く。)

■取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するために、以下の項目について、受発注者間で確認、調整のうえ内容を設定する。

【設定項目】

- (1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない
- (2) 休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない
- (3) 勤務時間外の依頼はしない
- (4) 勤務時間終了間際、勤務時間外の打合せは行わない
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (6) 打合せはWeb会議等の活用努める
- (7) 前各号のほか、受発注者間において確認のうえ、決定した工事(業務)の労働改善に関わる取組を行う

なお、災害発生時等の緊急を要する場合は「例外」とする。また、工事(業務)途中での取組の変更も可能とする。

■適用

令和6年4月1日以降、特記仕様書に明示された工事・業務で適用

(契約中の工事(業務)においても、受発注者間で打合せのうえ、ウィークリースタンスの適用することができます。)

★設定した内容については、「ウィークリースタンス推進チェックシート」に記入し、受発注者間で共有する。

ウィークリー・スタンスとは？

労働環境改善に向けて、業務改善に取り組む受発注者相互のルールを目標として定めるものです。

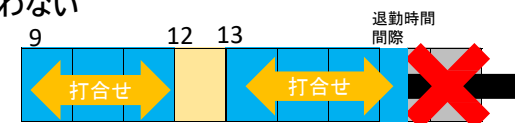
ウィークリー・スタンス取組例

休日前の依頼、休日明けの提出依頼はしない

木	金	土	日	月	火
	依頼	→		期限	

✗

勤務時間終了間際・勤務時間外の打合せは行わない



打合せはWeb会議を活用

